

令和5年ふぐ処理師試験受験案内

1 試験の方法

- (1) 試験は、学科及び実技について行います。
- (2) 学科試験及び実技試験の科目は、次のとおりです。
 - ア 学科試験
衛生法規、食品衛生学及びふぐに関する知識
 - イ 実技試験
ふぐの種類及び臓器の鑑別並びにふぐの処理の技術
なお、処理の技術については、食用に供されるふぐの一尾を一定時間内に解体処理し、可食部分及び不可食部分に分離する技術を審査します。
 - (ア) 解体
口ばしの除去、はく皮、内臓の除去（脳及び眼球の除去を含む。なお、脳は頭蓋骨を割る等により、確実に除去すること。）及び皮の処理（粘膜の除去まで）を行う。
 - (イ) 可食部分及び不可食部分の分類
解体した各部位を可食部分と不可食部分に分類し、それぞれを容器に並べる。
- (3) 実技試験は、学科試験に合格した方に限り、受験することができます。
- (4) 学科試験に合格した方は、翌年及び翌々年の12月31日までに行われるふぐ処理師試験の学科試験が免除されます。

2 試験の場所及び日時

- (1) 学科試験
 - ア 場所 山口市滝町1番1号
山口県庁職員ホール（厚生棟3階）
 - イ 日時 令和5年6月5日（月曜日）
午前10時から正午まで
（午前9時30分までに会場に集合すること。）
- (2) 実技試験
 - ア 場所 山口市秋穂二島1062
やまぐち総合教育支援センター
 - イ 日時 令和5年7月12日（水曜日）又は7月13日（木曜日）のいずれか
※実技試験の日時については、別途、学科試験の合格者あてに通知します。

3 受験資格

ふぐの処理の規制に関する条例（昭和56年山口県条例第1号）の一部改正により、受験資格が廃止されました。

4 受験願書の受付期間

令和5年4月10日（月曜日）から令和5年4月28日（金曜日）まで
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。
（郵送の場合は、4月28日までの消印のあるものを有効とします。）

5 受験願書の提出先

受験者区分		提出先
1	ふぐの処理の業務に従事する事業所(以下「事業所」という。)が県内にある方	事業所の所在地を所管する保健所
2	事業所が県外にあり、住所地が県内にある方	住所地を所管する保健所
3	事業所及び住所地が県外にある方	山口県環境生活部生活衛生課

6 提出書類

8の提出上の注意をよく読んで、次の書類を提出してください。

なお、(1)は、所定の様式を使用してください。(入手方法は10を参照)

- (1) 受験願書
- (2) 写真 (縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル。出願前6か月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとし、裏面に氏名を記載して、写真台紙に貼り付けること。)
- (3) 学科試験が免除される方(令和3年1月1日以降の学科試験に合格した方)は、学科試験に合格したことを証する書類

7 受験手数料

県内在住者：山口県収入証紙10,750円分を、受験願書の所定の欄に貼ること。
この収入証紙には、消印をしないこと。

県外在住者：山口県収入証紙が購入できない者にあつては、郵便為替で10,750円分を願書郵送時に同封すること。

※受験手数料は、願書受付後は一切返還しません。

8 受験願書等の提出上の注意

- (1) 消せるボールペンや鉛筆等の容易に消すことができる筆記用具を用いて記入しないこと。
- (2) 外国籍の方は、出入国管理及び難民認定法第19条の3の在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条の特別永住者証明書又は旧外国人登録法第5条第1項の登録証明書に記載されている氏名を記載すること。
- (3) 受験願書の住所は、受験票の送付先となるので、地番及び「何某」方(アパート名又は居住している家の世帯主名)まで詳細に記入すること。
- (4) 郵便により受験願書等を提出する場合は、書留にして、封筒の表に「ふぐ処理師試験受験願書在中」と朱書すること。

9 受験者が持参するもの

- (1) 学科試験
受験票、筆記用具(鉛筆、消しゴム)
- (2) 実技試験
受験票、白衣など清潔な服装、上履き、調理用具(包丁、ふきん2~3枚)、軍手等手袋(必要な場合)

10 その他

(1) 受験願書等の配布

県内保健所及び山口県環境生活部生活衛生課（(2)問い合わせ先参照）で配布するとともに、山口県ホームページ上に掲載します。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「ふぐ処理師試験受験願書等請求」と朱書し、120円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦33.2cm、横24cmの封筒）を同封してください。

(2) 問い合わせ先

不明な事項は、次のところへお問い合わせください。

試験日の7日前までに受験票が届かない場合は、イにご連絡ください。

ア 事業所又は住所地在県内にある方

岩国環境保健所（岩国健康福祉センター）	TEL 0827-29-1527
柳井環境保健所（柳井健康福祉センター）	TEL 0820-22-3631
周南環境保健所（周南健康福祉センター）	TEL 0834-33-6426
山口環境保健所（山口健康福祉センター）	TEL 083-934-2535
防府保健所（山口健康福祉センター防府保健部）	TEL 0835-22-3740
宇部環境保健所（宇部健康福祉センター）	TEL 0836-39-9862
長門環境保健所（長門健康福祉センター）	TEL 0837-22-2811
萩環境保健所（萩健康福祉センター）	TEL 0838-25-2665
下関市立下関保健所	TEL 083-231-1936

イ その他の方

山口県環境生活部生活衛生課（山口市滝町1番1号） TEL 083-933-2974（直通番号）

(3) 試験の得点

試験の得点を知りたい場合には、合格発表以後、受験者本人が受験票を持参し、山口県環境生活部生活衛生課（山口県庁2階）において、その旨を申し出てください。

（電話による申出には、お答えできません。）

なお、合格発表の日から1か月間は口頭により申し出ることができますが、それ以降は、書面による開示請求が必要となります。